

第9節 公害に係る被害の救済等

第1 公害に係る健康被害予防事業等

1 健康被害予防事業の実施

大気汚染の影響による健康被害者の迅速かつ公正な保護を図ることを目的に制定された公害健康被害補償法が、昭和62年9月に改正され、昭和63年度から、大気汚染の影響による健康被害を予防するために、公害健康被害補償予防協会の助成を受けて健康被害予防事業を実施している。

平成6年度は、健康被害予防事業のうち、環境改善事業について、本府に低公害車の導入（電動軽自動車2台）並びに、民間事業者等に低公害車の導入助成（メタノール自動車25台、天然ガス自動車3台）を行うとともに、府立高校（1校）に大気浄化能力を有する植栽を実施した。

2 公害病認定患者死亡見舞金の支給

府では、大阪府公害病認定患者死亡見舞金支給要綱を制定し、公害健康被害補償制度による認定患者の死亡に際して、その遺族に対し弔慰の意を表すため見舞金（5万円）を支給している。平成6年度は376名の死亡者の遺族に対し、総額1,880万円を支給した。

3 公害医療研修事業に対する助成

公害医療に対する認識と理解を深め、公害健康被害補償制度の適正な運営に寄与することを目的として、公害医療に関する研修事業を実施している社団法人大阪府医師会に対し、150万円の助成を行った。

第2 公害等の苦情及び紛争の処理

1 公害等の苦情の発生及び処理状況

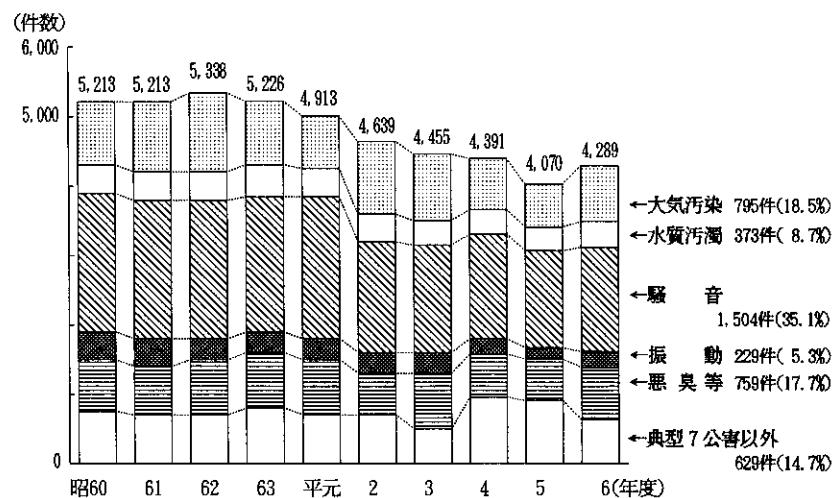
(1) 苦情の発生状況

府及び市町村が平成6年度に取り扱った公害苦情取扱総件数は5,188件であり、このうち新規に直接受理した件数は4,289件となっている（2-57表、2-58図）。

2-57表 公害苦情取扱件数

| 区分 年度 | 合 計 | 苦 情 の 受 理 件 数 | | | 前 年 度 か ら の | |
|----------|-------|---------------|----------|----|----------------|-------|
| | | 新規直接受理 | 他機関からの移送 | | | 繰越件数 |
| | | | 計 | 警察 | 国等の機関 | |
| 平 5 | 5,231 | 4,070 | 62 | 3 | 59 | 1,099 |
| 平 6 | 5,188 | 4,289 | 13 | 7 | 6 | 886 |

2-58図 公害の種類別苦情件数の推移



(2) 苦情の処理状況

平成6年度に府及び市町村が取り扱った公害に関する苦情のうち、解決（直接処理）したものは4,111件で、取扱い件数5,188件の79.2%を占めている（2-59表）。

また、府警察機関における苦情の処理状況及び公害関係事犯検挙状況はそれぞれ2-60表及び2-61表のとおりである。

2-59表 苦情処理件数

| 年度 | 処理件数 | | | | その他 翌年度へ 繰越等 | 合計 | | |
|----|--------------|---------|-------|-----|--------------------|-------|--|--|
| | 解決 (直接処理) | 他機関への移送 | | | | | | |
| | | 警 察 | 国等の機関 | 計 | | | | |
| 平5 | 4,161 | 7 | 96 | 103 | 967 | 5,231 | | |
| 平6 | 4,111 | 5 | 23 | 28 | 1,049 | 5,188 | | |

2-60表 府警察機関における公害関係苦情処理状況

(平成6年)

| 区分 | | 公害の種類 | 大気汚染 | 水質汚濁 | 騒音 | 悪臭 | 廃棄物 | その他 | 合計 |
|----|----------|-------|------|-------|-----|-----|-----|-------|----|
| 処理 | 説諭等 | 3 | 5 | 6,114 | 67 | 146 | 166 | 6,501 | |
| | 行政引継（通報） | 12 | 19 | 105 | 53 | 98 | 19 | 306 | |
| | 措置不能 | 2 | 12 | 1,500 | 98 | 99 | 15 | 1,726 | |
| 合計 | | 17 | 36 | 7,719 | 218 | 343 | 200 | 8,533 | |

（単位：件）

注：1 措置不能とは、公害発生源である対象の立ち去り等によって確認できないもの、あるいは、警察や行政機関によっては、何ら措置がとれないものをいう。

2 その他は、振動、地盤沈下、土壤汚染、電波障害等である。

2-61表 公害関係事犯検挙状況

(平成6年)

| 公害の種類 | 大気汚染 | 水質汚濁 | 悪臭 | 廃棄物 | その他 | 合計 |
|-------|------|------|----|-----|-----|----|
| 検挙件数 | 0 | 0 | 0 | 41 | 9 | 50 |

(単位：件)

2 公害紛争の処理

(1) 公害審査会の運営

公害審査会制度は公害紛争処理法に基づいて、国は公害等調整委員会、都道府県においては都道府県公害審査会を設置して、大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭に関する紛争について、あっせん、調停、仲裁及び裁定（裁定は公害等調整委員会のみ）の手続により、迅速かつ適正な解決を図ろうとするものである。

府は、昭和45年11月、公害紛争処理法の施行と同時に、附属機関に関する条例に基づき大阪府公害審査会を設置し、現在、15名の委員により紛争の解決に当たっている。

(2) 紛争の処理状況

府公害審査会における平成6年度末までの公害紛争に係る調停等の受付件数は120件、終結件数は113件である。このうち平成6年度中における取扱件数は、前年度からの繰越し11件、新規受付7件の合計18件で、これらについて紛争の調停の手続を進めてきた結果、11件が終結した（2-62～63表）。

2-62表 公害紛争の取扱状況

(平成7年3月31日現在)

| 年 度 \ 件 数 | 受 付 件 数 | 終 結 件 数 | 翌年度への繰越し件数 |
|-----------|---------|---------|------------|
| 昭 45～63 | 76 | 64 | 12 |
| 平 元 | 6 | 7 | 11 |
| 2 | 9 | 13 | 7 |
| 3 | 3 | 4 | 6 |
| 4 | 9 | 4 | 11 |
| 5 | 10 | 10 | 11 |
| 6 | 7 | 11 | 7 |
| 合 計 | 120 | 113 | |

2-63表 公害紛争の処理（終結）概要

(平成6年度)

| 事 件 の 表 示 | 受付年月日 | 手開回 続催数 | 終 結 の 種 類 |
|--|------------|------------|-----------------|
| | 終 結 年 月 日 | | |
| 平成3年（調）第1号 合金鋳造所から生ずる騒音、振動、悪臭、粉じんの対策を請求。 | 平3. 4. 15 | 21 | 成立 |
| | 平6. 10. 27 | | |
| 平成5年（調）第1号 プレス工場から生ずる騒音、振動の低減措置及び営業時間の制限を請求。 | 5. 1. 21 | 5 | 打切 |
| | 6. 7. 18 | | |
| 平成5年（調）第3号 プラスチック加工工場から生ずる騒音、振動の低減措置等を請求。 | 5. 2. 8 | 14 | 打切 |
| | 7. 3. 15 | | |
| 平成5年（調）第5号 工場のクーリングタワーから生ずる騒音の防止対策及び操業時間の短縮等を請求。 | 5. 5. 18 | 10 | 成立 |
| | 6. 10. 31 | | |
| 平成5年（調）第6号 合金鋳造所から生ずる騒音、振動、悪臭、粉じんの対策を請求。 | 5. 6. 10 | 9 | 成立 |
| | 6. 10. 27 | | |
| 平成5年（調）第8号 下水処理場から生ずる悪臭の対策等を請求。 | 5. 6. 21 | 6 | 打切 |
| | 6. 10. 26 | | |
| 平成5年（調）第9号 建築中のマンションについて、建築中の騒音、振動等や竣工後の出入車両による騒音等の対策を請求。 | 5. 7. 28 | 8 | 成立 |
| | 6. 6. 6 | | |
| 平成5年（調）第11号 自動洗車場に夜間出入りする利用客が発生させる騒音等の対策を請求。 | 5. 10. 7 | 4 | 打切 |
| | 6. 5. 31 | | |
| 平成5年（調）第12号 家庭用空調機器の室外機から生ずる騒音対策として、低騒音機種への交換等を請求。 | 5. 10. 7 | 8 | 成立 |
| | 6. 12. 12 | | |
| 平成6年（調）第1号 飼い犬の鳴き声による騒音に対して、犬を飼わないこと及び懲罰料の支払いを請求。 | 6. 8. 8 | 3 | 取下 |
| | 6. 12. 12 | | |
| 平成6年（調）第2号 飼い犬の鳴き声による騒音に対して、犬を飼わないこと等を請求。 | 6. 8. 8 | 2 | 取下 |
| | 6. 11. 21 | | |